

住民主体の介護予防教室実施に係る支援及び補助金交付要綱

平成30年3月8日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の4第1項第2号の一般介護予防事業に基づく住民主体で取り組む介護予防教室(以下「介護予防教室」という。)に対し、予算の範囲内において、支援し又は補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、この要綱の定めるところとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の例による。

(介護予防教室の目的)

第3条 介護予防教室は、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、要介護状態の発生の防止又は要介護状態の悪化防止並びに軽減を目的とする。

(実施主体)

第4条 介護予防教室は、前条に掲げる目的の実現を目指し、山口県の作成した「やまぐち元気アップ体操」を実施するグループで、次に掲げる事項に全て該当するグループを実施主体(以下「実施グループ」という。)とする。

- (1) 5名以上のグループ登録者があること。
- (2) 週1回以上活動し、少なくとも3か月間活動を行うこと。
- (3) やまぐち元気アップ体操のDVDが視聴でき、背もたれのあ
る椅子及び血圧計のある会場が確保できること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、実施グループとしない。

- (1) 営利を目的とした場合
- (2) 政治又は宗教に係る場合
- (3) 法令又は公序良俗に違反する場合

(4) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者又は同条第2項に規定する暴力団員が含まれている場合

（実施グループの申請）

第5条 実施グループは、住民主体の介護予防教室実施申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第1項第3号の規定のうち、DVD再生機又は血圧計を所有しないことによって実施グループの要件を満たさない場合においては、市長は、第7条による決定通知日又は開始日から3か月間を限度にDVD再生機又は血圧計を貸与することができる。

3 前項のDVD再生機又は血圧計の貸与を希望する実施グループは、DVD再生機又は血圧計貸与申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（実施グループの決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合、その内容を審査し、実施グループを決定する。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定により実施グループと認めたときは、住民主体の介護予防教室実施グループ決定通知書（第3号様式）により、実施グループに通知するものとする。

（実施グループの変更及び廃止）

第8条 実施グループは、住民主体の介護予防教室実施グループ決定通知書に記載された事項に変更があったとき又は介護予防教室を廃止するときは、住民主体の介護予防教室変更・廃止申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更及び廃止の通知）

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査の上、承認を決定したときは、住民主体の介護予防教室変更・廃止承認通知書（第5号様式）により実施グループに通知するものとする。

（市の支援）

第10条 市長は、実施グループに対して、介護予防の必要性の理解を深め、住民主体での活動を継続的に実施できるよう、次の支援を行う。

(1) リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士等）

1名を開始から1年間は最大6回派遣し、初回から3回目まで集中的に指導することとし、開始から1年を経過したグループに対しては最大年2回まで派遣し、指導することとする。

(2) 体力測定を初回、3か月目、6か月目、12か月目はリハビリテーション専門職派遣時に実施すること。また、1年経過後も体力測定を可能な限りリハビリテーション専門職派遣時に実施すること。

2 市長がリハビリテーション専門職に支払う報酬は、指導1回につき7,000円とする。

(補助金)

第11条 市長は、実施グループが介護予防教室を継続できるよう支援することを目的に、以下の補助金の交付を行う。

ただし、同様の事業及び活動について、国、他の地方公共団体又はその他の公共団体の補助金、負担金又は本市の他の制度による補助金等の交付を受けている場合は交付しない。

(1) 第5条第3項の申請により2か月間介護予防教室を実施した実施グループがDVD再生機又は血圧計の貸与期間終了後12か月以上介護予防教室を実施する場合には、申請によりDVD再生機又は血圧計の購入費用として、別表の金額を上限に補助金を交付する。

(2) DVD再生機および血圧計が故障等により使用できなくなった場合には、購入費用として、別表の金額を上限に補助金を交付する。ただし、過去5年間にDVD再生機又は血圧計の購入に係る補助金の交付を受けていない団体に限る。

(補助金の交付)

第12条 実施グループは、前条の補助金の交付を受けようとする場

合は、住民主体の介護予防教室継続実施補助金交付申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 1 3 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

（決定の通知）

第 1 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、住民主体の介護予防教室継続実施補助金交付決定通知書（第 7 号様式）により、実施グループに通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 5 条 実施グループは、前条の規定による通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により実施グループの提出する適法な支払請求書を受理したときは、30 日以内に補助金を実施グループに支払うものとする。

（記録の整備）

第 1 6 条 実施グループは、補助金に関する書類を 5 年間保存しなければならない。

（報告）

第 1 7 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を確保するために必要があると認めるときは、実施グループに対して報告をさせることができる。

2 市長は、前項の報告等により、実施グループに対して調査を行うことができる。

（指導）

第 1 8 条 市長は、前条の報告又は調査により、補助金に係る予算の

執行の適正を確保するために、実施グループを指導することができる。

(決定の取消)

第19条 市長は、実施グループが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第4条の要件を満たさない場合

(2) 介護予防教室の実施期間が第11条に規定する期間を満たさない場合

(3) 前条の指導に従わない場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用し、決定を取消すべき事項が発生した日以降に交付した補助金についても返還させることができる。

3 市長は、第1項に規定する取消をする場合は、住民主体の介護予防教室継続実施補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（第8号様式）を実施グループに送付するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、介護予防教室の実施、支援及び補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条 関係）

補助金対象物品	補助上限額
D V D 再生機	8 , 0 0 0
血圧計	1 0 , 0 0 0